

八幡浜地区施設事務組合契約規則

〔平成13年 6月27日〕
規 則 第 5 号

改正 平成14年 4月 1日規則第 1号 平成17年 3月28日規則第 2号

(目的)

第1条 この規則は、本組合が行なう売買、貸借、請負、その他の契約（以下単に「契約」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 本組合が行なう契約については、法令、条例その他に特別の定めがあるものを除き、八幡浜市契約規則（平成17年八幡浜市規則第45号）の規定を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。